

第13回旭川市議会議会基本条例検討委員会の結果について

日 時 平成22年5月20日(木) 午後1時07分～2時55分
(休憩2時15分～2時30分)

場 所 第3委員会室

協議事項

1 旭川市議会基本条例(素案)について

- ・4月26日議員協議会でいただいた意見や検討事項等を、引き続き協議する。

<各委員の主な意見>

- ・市民との意見交換について
- ・「政策形成」を「政策形成等」にしてはどうかとの意見があったが、今までの議論の経過や提案の文言を勘案し、原案のままとする。
- ・中尾先生のアドバイスに「議会基本条例は市民との約束ですから、規程や運用で示すのではなく、できれば条例上に明文化していくのがいい」とあったが、この点はどうしていくのか。
- ・この検討委員会でも確認してきたが、条例には理念を、規程等や運用はより具体的なことを整理していく。規程等に整理していく段階で、各会派の考え方も再度確認することとする。
- ・中尾先生のアドバイスは十分に理解できるが、今までの検討の経過があるので、その方向性を大きく変えるようことにはならないと考える。確かに、特徴的なことや力を入れたいことを明文化していくのはいいが、運用に関する細かいことまで条例に入れる整理は全体の作業の流れからも、できないのではないかと。
- ・今までの検討委員会の議論、各会派の意見の集約、議員協議会の経過を尊重して進んだ方がよい。
- ・判断だと思うが、他の都市の条文を合わせて検証は必要だが、作業上は難しいと考える。
- ・4月26日の議員協議会の意見の検証をしているので、今はそれをやる。市民説明会の後に、市民から出た意見も合わせて、考えればいい。現時点で、どうするとは言えないだろう。
- ・やはり今までの経過を尊重すべき。条例には根っこ柱を、規程等では詳細な運用をと整理してきているので、それを覆すような作業をすることにはならない。
- ・今は、市民説明会に向けて、4月26日議員協議会での意見を検証するもの。今後、市民説明会で意見をいただき、反映させたものを各会派に持ち帰り、議員協議会を経て、第2次素案を確定していくこととなる。その過程で意見により、修正などを協議するが、基本的には条例には理念を、規程等には詳細や運用を明記するものとする。
- ・議員間討議による合意形成について
- ・すべての議案に対して必要なものではなく、論点を絞って議論が必要な場合、議長及び委員長は、求められたら行うこととする考え方は変わらない。その取扱いが議会運営委員会なのか、委員会なのか。また、全会一致なのか、多数決でいいのか。具体的なことは、最終的に議会運営委員会で、判断してもらうことになる。検討委員会で一定の方向性を出し、他の条例、規則の修正でできるものかを整理していく。

- ・「必要に応じて」が消極的な表現なので、別の表現にならないのか。議員間討議が必要な時代に、委員長の裁量に任すのではなく、2, 3歩進んだ表現にならないのか。
 - ・これは、検討委員会の中でも議論を重ねてきた。実状を踏まえて、本当に運営上、本会議で議員間討議ができるのかということ。また、本市には議員間討議を必要とする案件あるのかということもあり、背伸びをせず、やるときはやるので、「必要に応じて」という表現になった。表現が後退したものではない。
 - ・議員間討議を求める人がいても委員長がやらないと言ったら、できなくなってしまう心配があるとの意見だ。
 - ・条例では、議長及び委員長となっているが、議員間で協議、結論を出して、あとの運営は議長や委員長が指示することになる。委員長が変わったから取扱いが変わるとか、まして委員長のやる気がないからやらないということにはならないので、問題はない。
 - ・例えば想定されることとして、予算、決算の特別委員会は、分科会の中で総括質疑の申出をしているので、同じ扱いになるのかもしれない。また、あるのかどうかは分からないが、本会議なら、議会運営委員会で取扱いを決めていくことになると考えられる。練習をするなら、常任委員会を活用することもあるかもしれない。
 - ・一度会派に持ち帰り、具体的な運用を協議していくこととする。
 - ・イメージとしては、課題に対して、議員同士が反対、賛成を議論する、4月26日の議員協議会もそのひとつだ。
 - ・市町村合併などのように争点になるような大きな課題があるときに活用するが、通常の議案審議について、頻繁にやることはあまり想定できない。
 - ・意見書、陳情に関してはあるのではないか。
 - ・理事者とのやり取りの中で論点を整理してきたが、それだけでは不十分なので、議員同志や場合によっては学識経験者などを入れて論点整理していくような議員間討議を考えたらいいのではないか。
 - ・本会議、委員会で実施することを想定し、各会派でイメージを作ってくることとする。
-
- ・議員報酬、議員定数について
 - ・議会が独自に条例を検討するための諮問機関は設置するが、議員報酬は、既存の報酬審議会で正式に審議してもらおう。議員定数は、条例で定められているが、そのための諮問機関が本当に必要なか。これも、各会派持ち帰り、考え方をまとめる。
 - ・議会基本条例に基づいた附属機関が出した意見は、参考意見として聴いていく。
 - ・市民は、報酬のことはあまり言わないが、定数は削減せよというのはよく聞く。それを説明していく大切な機会だと考える。
 - ・本市は、既に議員定数を44名から2回に分けて、4名ずつ削減している。他都市に先駆けて実施済みである。市職員の定数の削減を受けて、市議会も早くに実施しているが、市民は忘れていて、市議会や市は、市民にしっかり説明していない。
-
- ・市民と議会の関係について
 - ・内容としては条文に入っているのだから、章立ての中で「市民と議会の関係」を明記する。
-
- ・議決権の拡大について
 - ・条文にはないが、総合計画などを含めて、研究課題には入れていく。各会派でも協議してほしい。
-
- ・地方自治法の改正について
 - ・改正の内容について、二元代表制も盛り込まれないとの見方がある。その内容の確認できるまで待

とうとは言わないが、作った方がいいが内容が大きく変わったり、前文などや全面的な作り直しになるのではないかと心配がある。少し様子を見た方がいいのではないかと指摘だ。

- ・多くの学識経験者は、改正はあるが、二元代表制は残るであろうとの見解をしている方が多い。
- ・これは、現時点で判断できるものではないので、各会派に持ち帰り協議してほしい。
- ・以上、議員協議会でいただいた御意見をすべて確認した。
- ・章立てについて、他都市を参考にしたものを案としてお示しする。また、実際の運用を踏まえて、各会派に持ち帰り議論していただく重点的な項目もお示しする。

次回検討委員会予定 未定

第13回検討委員会状況

NO. 1



NO. 2

